



7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

第74回社会を明るくする運動

自らの過去と向き合い、罪を償って立ち直ろうとしている人たちへのご理解や、更生保護ボランティア活動へのご協力をよりしくお願いします。



●社会を明るくする運動とは

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の更生・支援について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする運動です。7月には、市内各地で街頭啓発を実施します。そのほかにも、小・中学生の作文コンテストや各地区で保護司が中心となるミニ集会・講演会などの開催を予定しています。



▲街頭啓発の様子

●更生保護関係団体

保護司会

法務大臣から委嘱された保護司（犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支援するボランティア）により構成され、啓発活動を行う団体

更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体

協力雇用主

過去に犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを支援する民間の事業主

ビリーブス BBS(big brothers and sisters movement) ムーブメント

様々な問題を抱える少年・少女に、兄弟姉妹のような身近な立場で接することで、少年・少女の成長を助ける青年ボランティア団体

問合せ

福祉総務課

☎(55)2757 FAX(55)2290

E fu-fukushisoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲更生保護マスコットキャラクター（更生ペンギンのホゴちゃん（左）とサラちゃん）



皆さんのアイデアを市政に！

市長への手紙(わたしの提言)

「市長への手紙」は、日頃市民の皆さんが市政について考えていること、アイデアなどをお寄せいただき、いつでも市政に参加していたらいいものです。「ご意見・ご提言をお寄せください」。

●頂いた市長への手紙一例

用水路の開閉について、近くに住んでいる人がやってくれるものだど勘違いしている人がいるため、用水路の管理者や問合せ先を明記してほしい。



▲掲載した看板



現場を確認しました。誤解を解決するために、しばらくの間、問合せ先を現場に掲載します。

※個人情報保護は、頂いたご意見とともに担当部署に伝えますが、連絡手段や統計処理以外には使用しません。また外部に漏れることもありません。

●ご意見・ご提言の提出方法

市ウェブサイトでの電子申請や専用はがき（市役所、各地区まちづくりセンターや図書館などで配布）にご意見を記入し、シティプロモーション課へ※Eメール、FAX、通常のはがき・封書での郵送（〒417-8601 富士市役所「市長への手紙」宛）でも受け付けます。

【お願い】

■個人的な誹謗中傷は、ご遠慮ください
■「交差点に信号機を設置してほしい（警察署へ）」など、市の業務以外の内容については、原則、お応えできませんのでご了承ください

簡単な疑問や質問は、おしえてコールふじ（☎(53)1111）や、市ウェブサイト「お問い合わせフォーム」をご利用いただくか、担当の部署へ直接お問い合わせください。

問合せ

シティプロモーション課（市役所8階）

☎(55)2736 FAX(51)1456

E kouhou@div.city.fuji.shizuoka.jp



▲詳しくはこちら